

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)①

## 第1. 事故調査の必要性

### 1. 背景

- ・ 現状では、さまざまな事故について、漏れなく予防・再発防止のための事故調査がなされる体制にない。
- ・ 被害者や被害者遺族を事故における重要な当事者として遇する配慮が不可欠。

### 2. 事故調査の対象

- ・ 「消費者事故等」(消費者安全法)
- ・ 消費者の使用実態を踏まえた調査が必要。いわゆる「誤使用」も射程範囲。

### 3. 事故の特性に応じた事故調査の必要性

- ・ 「個別の事故調査」だけでなく、「事故情報等の解析・傾向分析」も必要。
- ・ 「すき間事故」に機動的に対応する事故調査制度の整備が必要。
  - 「すき間事故」
    - i) 事故の調査をする体制がない分野の事故
    - ii) 事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では、消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故
    - iii) 分野横断的であるために、消費者保護という統一的な視点で調査を進めることが困難な事故

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)②

## 第2. 事故調査に求められる属性

### 1. 事故調査の目的

- ・ 目的は、事故の予防・再発防止。
- ・ 予防・再発防止のための知見を見出すことはもちろん、社会から信頼される事故調査により、被害者や被害者遺族をはじめとする社会の「納得性」を得ることが必要。

### 2. 求められる属性

- ・ 「独立性」: 責任追及や規制行政の影響を受けず、独自に調査・判断できること。
- ・ 「公正性」: 特定の機関・個人の意図に配慮せず、そのような疑念も生じさせないこと。
- ・ 「網羅性」: 「すき間事故」にも対応できること。  
分野横断的なテーマに対応するとともに、科学性・客観性の名の下で調査に必要な視点・対象が見逃されないこと。
- ・ 「専門性」: 高度な調査能力を有すること。  
個別分野ごとの専門知識だけではなく、情報の収集・解析・傾向分析、ヒューマン・ファクター、事故調査の全般を通じた理念・考え方などの専門性も含む。

### 3. 「網羅性」と「専門性」の関係

- ・ 人材バンクのようなネットワークを構築・活用して網羅的に専門性を確保することが必要。
- ・ 被害者や被害者遺族の視点を積極的に取り入れ、分野横断的視点から調査の結果をレビューすることで、専門性に依存しすぎることを避けて網羅的な事故調査を実現すべき。

### 4. 「独立性」「公正性」と「専門性」の関係

- ・ 公正性の確保に十分配慮しつつ、必要に応じて原因関係者たる事業者等の参加を得て必要な専門性を確保すべき。但し、これらの者は調査結果の事実認定・判断に関与しない。
- ・ 第三者によるレビュー、被害者や被害者遺族からの再調査の要請等を可能とする仕組みを導入することも必要。

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)③

## 第3. 事故調査と刑事手続との関係

### 1. 事故調査と刑事手続の違い

- ・ 目的の違い: 「事故の予防・再発防止」(=事故調査)、「刑事責任の追及」(=刑事手続)
- ・ 対象の違い: 判断の対象、調査・捜査の結果公表される事実の範囲等が異なる。
- ・ 刑事手続から独立した事故調査機関・制度の整備、両制度の関係整理・調整が不可欠。

### 2. 事故調査の優先性

- ・ まずは、専門的知見に基づく事故調査を確立することが必要。
- ・ 現行制度下で優先関係はなく、事故調査と刑事手続の双方が支障なく行われるために、必要な調整を行い、環境を整備するという考え方を基本とすべき。

### 3. 証拠の相互利用と制限、事故調査結果の刑事利用

- ・ 客観的な証拠物は、代替性がないのであるから、事故調査と刑事手続の双方にとって必要である場合には、相互に必要な時期に利用可能となるよう調整すべき。
- ・ 個別の事案ごとに、刑事手続で収集された証拠の事故調査への利用の可否について検討が求められる。
- ・ 事故関係者の「口述」等の刑事手続への利用に関しては、事故調査に支障を来たさないための環境整備の必要性を検討すべき。

### 4. 事故調査と刑事手続との調整

- ・ 事故調査を円滑に行うためには、刑事手続との関係調整が不可欠。
- ・ 被害者支援についても、特に事故調査と刑事捜査が並行して遂行している場面において緊密な連携を図りつつ行う等の工夫も必要。

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)④

## 第4. 再発防止のための事故調査

### 1. 調査の視点

- ・ 事故調査において最も重要な視点は、事故発生や被害拡大に寄与した可能性ある事象を解消し、事故防止や被害軽減の可能性ある対策を講じていくために必要な知見を得ること。

### 2. 調査の端緒

- ・ 事故の情報や事故に至らないインシデント情報の収集体制の充実・強化とともに、被害者や被害者遺族等からの事故の調査・再調査の申出の受け付け等の仕組みの導入が必要。

### 3. 調査の対象

- ・ 採り上げるべき事象は、事故の予防・再発防止に繋がる可能性がある全ての事象。再現実験やヒアリング等によって類似事象も調査対象とすることが有益。

### 4. 調査の手法

- ・ 分野横断的な調査手法、情報の解析手法、事故調査全般に通じるルールの開発等が重要。

### 5. 調査の手段

- ・ 既存の消費者事故等の情報の収集・分析の体制等の充実、専門調査員の配置、各種分野の専門家のネットワークの構築が必要。

### 6. 調査の権限

- ・ 関係者の責務としての事故調査への協力、行政調査としての権限の整備等が必要。

### 7. 高度な調査能力の確保

- ・ 関係行政機関、民間研究機関等との連携・協力体制の構築、専門家の養成等が必要。

### 8. 調査結果の活用

- ・ 有効な対策を示し、事業者・関係行政機関等に対して協力を要請し、勧告等を行うことができるものとするべき。調査結果、勧告内容、報告内容等の公表が必要。

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)⑤

## 第5. 被害者等に向き合う事故調査

1. 事故調査においてなぜ被害者等に向き合う必要があるのか
  - ・ 事故調査から得られた貴重な知見は、被害者の存在なくしてはあり得ないもの。
  - ・ 被害者や被害者遺族の「信頼」「納得性」を事故調査の指標の一つとすることで、専門機関・専門家の取組みと補完し合うこととなる。事故調査の盲点の発生の防止という点で重要。
2. 情報の提供・説明
  - ・ 被害者や被害者遺族が疎外感を感じる事のないような積極的な情報提供・説明等が必要。
  - ・ 事故調査結果等にアクセスできる環境整備、事故調査報告書を被害者や被害者遺族の身近にあって一緒に読み解いてくれる相談窓口等の支援体制なども必要。
3. 事故調査遂行上の配慮
  - ・ 被害者や被害者遺族に対する配慮を欠いた扱いがなされることがあってはならない。
  - ・ 被害者や被害者遺族からの事情聴取の在り方について、分野横断的な検討が必要。
4. 被害者等の視点を生かす調査
  - ・ 被害者や被害者遺族の視点を積極的に事故調査に取り込むことが必要。
  - ・ 被害者の視点から生まれる気づきは特に被害拡大要因発見に有益。
5. 申出制度
  - ・ 被害者や被害者遺族が事故調査・再調査の必要性を感じる視点を受け止め、必要な調査に繋げる仕組みが必要。
6. 事故の記憶の保存
  - ・ 事故が忘れ去られることなく社会の中で安全に対する終わり無き警鐘として活かされるべき。
7. その他の総合的支援
  - ・ 日常生活支援等について、犯罪被害者支援の仕組みとの連携の可能性を検討すべき。

# 「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ(概要)⑥

## 第6. 事故調査機関の在り方

### 1. 求められる機能

- ・ 事故調査のための機関・制度に求められる機能
  - ① 専門分野ごとの事故調査を担う機能
  - ② 「すき間事故」の事故調査を担う機能
  - ③ ①・②を評価・チェックし、横断的テーマの検討等を担う機能

### 2. 機関・制度の在り方

- ・ 「消費者事故等調査機関」(仮称)と「消費者事故等調査評価会議」(仮称)の整備を目指す。

### 3. 共通的な環境の整備

- ・ 消費者事故等の事故調査に関する基本的な考え方を確立することが必要。
- ・ 事故調査と刑事手続との関係の整理・調整等必要な環境整備をすべき。

## 事故調査機関の在り方に関する検討会

(五十音順、敬称略)

### 【委員】

阿南 久 全国消費者団体連絡会 事務局長  
池田 良彦 東海大学法学部法律学科 教授  
市川 正子 エレベーター事故被害者ご遺族  
宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (座長)  
片山登志子 弁護士  
河村真紀子 主婦連合会 事務局次長  
笹倉 宏紀 慶應義塾大学大学院法務研究科 准教授  
佐藤 健宗 弁護士  
曾和 俊文 関西学院大学司法研究科 教授  
辻本 好子 NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長  
鶴岡 憲一 ジャーナリスト 元読売新聞東京本社編集委員  
冨田 信穂 常磐大学大学院被害者学研究科 教授  
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科 教授  
芳賀 繁 立教大学現代心理学部心理学科 教授  
福永 龍繁 東京都監察医務院 院長  
細田 聡 関東学院大学文学部現代社会学科 教授  
松岡 猛 宇都宮大学工学部機械システム工学科 客員教授  
美谷島邦子 「8.12連絡会」事務局長 精神保健福祉士  
向殿 政男 明治大学理工学部 教授  
門田 守人 大阪大学 理事・副学長

### 【行政委員(オブザーバー)】

警察庁  
消防庁  
法務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
独立行政法人国民生活センター

○ 「消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(参議院)」(平成21年5月28日)(抜粋)

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。

なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

○ 「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)(抜粋)

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

| 施策番号 | 具体的施策                                                                                             | 担当省庁等         | 実施時期                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------|
| 13   | 消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。 | 消費者庁<br>関係省庁等 | 平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。 |